

消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

改正後	現行
<p>第2章 組合員及び出資金 (加入の申込み) 第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額) (注) <u>1</u>を添え、これをこの組合に提出しなければならない。(注) 2 2～5 (略)</p> <p>(注) <u>1</u> 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあっては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあっては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。 (注) <u>2</u> 出資金の払込みを職域の給与控除によることとしている職域組合にあっては、<u>本条第1項を「前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入申込書をこの組合に提出し、当該出資口数に相当する出資金額を給与控除の方法により速やかに払い込まなければならない。」と規定するものである。</u></p>	<p>第2章 組合員及び出資金 (加入の申込み) 第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額) (注)を添え、これをこの組合に提出しなければならない。 2～5 (略)</p> <p>(注) 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあっては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあっては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。</p>
<p>第3章 役職員 (職員) 第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。 2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第3章 役職員 (職員) 第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。 2 職員の<u>定数</u>、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第5章 事業の執行 (事業の品目等) 第62条 1～4 (略) 5 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。 (1) 保育所を經營する事業 (2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連事業 (3) 組合員の福祉の増進を図る事業</p>	<p>第5章 事業の執行 (事業の品目等) 第62条 1～4 (略) 5 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。 (1) 保育所を經營する事業 (2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び<u>障害者自立支援法</u>のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連事業 (3) 組合員の福祉の増進を図る事業</p>